上三川町第2期 健康増進計画 1 0000

を策定しました JII 町第3期食育推進計 町 2 期 健 康 増 進 計 圃

第2期健康増進計画 等を「上三川町の健康の見える化」として紹介していき 画」を策定しました。 月号とあわせて全戸に配布しましたので、 ご活用ください この 一計画をわかりやすくまとめた概要版を広報4 広報5月号から、 本町の健康に関するデー ぜひごー

いきいきと暮らせるようなまちを目指して「上三川 民の皆さんが自ら健康づくりに取り |と「上三川町第3期食育推進 組 3 健 康で Ħ

町税等の納付が便利に

町税及び介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付について、さらに便利になります

○全納納付書が使えます

ますので、健康づくりのご参考としてください

問い合わせ先= 健康福祉課

成人健康係

各税目等の年度分をまとめて1枚で納めることのできる納付書が使えるようになります。 使用期限は、各税目等の第1期の期限までです。

※期別ごとの納付書と二重で納付しないようにお願いします。

○ヤフーアプリで納付できるようになりました

Ż

読

納付書に印字されたバーコードを Yahoo!JAPAN アプリで読み取るだけで、いつでもどこでも支払 いができます。

※領収書は発行しません。また、町が納付確認できるまで2週間ほどかかる場合があります。車検用 納税証明書や完納証明書などがすぐに必要な場合は、他のお支払い方法をご利用ください。

ヤフーアプリについては、 ヤフーどこでも支払い 又は QR コードにてガイドページをご確認ください。



上三川町第3期

食育推進計画



←ヤフーアプリは こちら

QR コードは、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

2 56 9121 ▶問い合わせ先=税務課 納税係

身近な話題を お寄せください

みなさんの身の回り(地域や家族)で起きた出来事を広報に掲載し てみませんか?

ご連絡をお待ちしております。

また、ホームページや広報に関するご意見もお待ちしております。

▶問い合わせ先=企画課 情報広報係 ☎(56)9117



許しません、税の滞納

~滞納は、納税している人との公平性を欠く行為~

地方自治は税金で成り立っています。つまり納税者が福祉や教育、土木事業などの公共サービスを支えているのです。

町税の滞納は、町の財政を圧迫し、町民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。

そして何よりも、納期内に税金を納付していただいている大多数の納税義務者との公平性を欠くことになります。また、督促状の送付など、余分な経費に税金を使うことにもつながります。

このため町では、納付できるのに納付しない悪質な滞納者に対し、財産の差し押さえなどの滞納処分を徹底的に行っています。

また、宇都宮県税事務所と協力し、滞納額の大小に関わらず、捜索・差押え等の取り組みを強化しています。

納付が遅れる場合は必ず納付相談を

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを 得ない理由で一時的に税金を納期内に納めることが 困難な人は、納期内に税務課にご相談ください。生 活状況などを聞き取ったうえで、今後の納付計画を たてることにより、滞納処分を保留することができ ます。

ただし、虚偽の申し出や納付計画を守らずに不履行になった場合は、滞納処分の対象になります。

事情により納付が困難な場合は、そのままにせず、 必ず税務課にご相談ください。

税の滞納Q&A

- Q. 納期限が過ぎてしまいました。今持っている納付書で納められますか?
- A. 納期限を過ぎても、お手持ちの納付書で、納付書裏面に記載の金融機関(コンビニエンスストアは不可)や、町役場で納付することができます。
 - ※納期限を過ぎてから納付する場合には、督促 手数料や延滞金が加算されることがあります。



自動車差押 のミラーズ ロックをす ることも

平成30年度(平成31年1月31日現在)は、43件の滞納処分を行い、捜索を3件実施しました。また、 差押えた物を6件公売し、税金に充てています。

- Q. 納税について相談をしたいのですが、仕事があり役場に行けません。
- A. 毎月最終日曜日の午前8時30分~正午まで、納税相談窓口を設けています。

また電話でも納税相談をお受けします。

- Q. 滞納額が少額でも差し押さえられるのですか?
- A. 滞納に多い少ないはありません。少額であって も滞納には変わりありませんので、財産調査を実 施し、財産があれば滞納処分(差し押さえ)を行い ます。
- Q. 事前連絡や承諾なしに、財産が差し押さえられるのですか?

A. 法律では、納期限が過ぎた後、督促状を発送して10日を経過した日までに完納されない場合は、財産の差し押さえをしなければならないことになっています。この場合、本人に対して、事前の連絡やその同意は必要ありません。

しかし、あくまでも自主的に納付することが原 則ですので、督促状などで早期の納税をお願いし ています。それでも、納付されなかった場合、税 の公平を保つために、財産の差し押さえが行われ ます。

- Q. 勝手に個人の口座を調べて、金融機関の預金を 差し押さえすることはプライバシーの侵害にはな らないのですか?
- A. 税金を滞納すると、法律(国税徴収法)に基づき 全ての財産に対する調査権限が発生します。

この権限によって、調査を受ける勤務先の事業 所、金融機関などの関係機関は、調査に協力しな ければなりません。これらの財産調査は、個人情 報保護法には抵触しません。

▶問い合わせ先=税務課 納税係 ☎ 56 9121